

## 農地法第4条・5条に基づく手続きについて

### 農地の転用（農地を農地以外の目的に転用して使う場合）

農地法第4条とは、所有者自らが転用する場合で、申請は所有者（転用事業者）が行います。

農地法第5条とは、所有者以外の方が転用して、所有権または賃貸借権の権利を移転・設定する場合のことで、申請は転用する方（転用事業者）と所有者が連署して行います。

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会で審議した後に、道（農業会議）に諮問し、その結果を踏まえて市で決定します。

#### （1）主な許可要件

- ・ 転用目的が申請農地の位置及び周辺の土地利用等の状況からみて、農地法に定める許可基準にあてはまること。
- ・ 申請者が許可後、遅滞なく転用目的に供するものと認められること。
- ・ 転用にかかる行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
- ・ 申請面積が、その目的実現のため適正な面積であること。

#### （2）許可申請書について

申請書は、第4条は3部、第5条は3部提出（但し、申請人が2人を超える場合は、その人数相当数を加える）添付書類は各1部、実測図も1部。

氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

##### 【添付する書類及び図面】

- ・ 許可申請地の登記事項証明書
- ・ 許可申請地の位置及び周囲の状況を表示する図面
- ・ 許可申請地の位置及び周囲の現況地目を表示する図面
- ・ 一筆の土地の一部について転用しようとする場合は、その土地を特定する実測図（縮尺300分の1から2000分の1程度）
- ・ 転用候補地に建設しようとする建築又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示する図面（縮尺300分の1から2000分の1程度）
- ・ 許可申請地が土地改良区の地区内にある場合は、その土地改良区の意見書
- ・ 申請者が法人の場合は定款、又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- ・ 資金証明書
- ・ その他参考資料

#### （3）申請書の提出・受付及び許可書の交付について

- ・ 申請書の提出は農業委員会事務局（持参のみ受付）
- ・ 受付は毎月中旬（総会等開催予定の「PDF」に掲載）までとなっていますが、事前に事務局に確認を願います。
- ・ 道（農業会議）に諮問し、その結果を踏まえて市で決定します。